

合志市プレミアム付商品券取扱店募集要領

1. 趣旨

所得の少ない方、子育て世帯に対する消費税増税に伴う影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として実施するプレミアム付商品券事業において、商品券の取扱店を募集します。

2. 事業概要

名称	合志市プレミアム付商品券
発行総額	3億5,750万円（想定最大額）
発行冊数	71,500冊（想定最大数）
販売価格	4,000円/冊（1冊5,000円分）
商品券の券種	券面額500円/枚の商品券10枚（1冊5,000円分）
対象者数	約14,300名
販売期間	令和元年10月1日（火）～令和2年2月28日（金）
使用期間	令和元年10月1日（火）～令和2年3月15日（日）
使用可能店舗	合志市内の小売、飲食、サービス業者での利用
店舗募集期間	令和元年9月3日（火）～令和元年10月31日（木）
換金期間	令和元年10月1日（火）～令和2年3月23日（月）

3. 応募資格・条件

合志市内において事業を営み、かつ店舗を有する事業所

ただし、下記に規定する事業所は対象外とします。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、または暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- ・風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に規定するもの、またはこれに類するもの。
- ・法令または公序良俗に反するもの

4. 申込方法

登録申込書（別紙様式1）に所定の事項を記載し、通帳の写し（金融機関、支店名、口座番号、名義が分かる部分）を添付して、合志市商工会窓口へ提出してください。

複数の支店がある場合は、各支店店舗単位で登録が必要です。取扱店登録料は無料とします。（郵送、メール、FAXは不可）

登録の認定は、登録申請の際に商工会窓口でお渡しするノボリ旗の配布をもって登録完了に代えます。

【申し込み先】

合志市商工会窓口

〒861-1104

住所：合志市御代志 1842 番地

電話：096-242-0733

※令和元年 9 月 13 日（金）午後 3 時までに登録申請された店舗の一覧表については購入引換券と一緒に商品券購入希望者に送ります。

5. 申込期限

令和元年 10 月 31 日（木）まで

6. 商品券の概要

- 1) 取扱店は、商品券を持参した利用者に対し、令和元年 10 月 1 日（火）から令和 2 年 3 月 15 日（日）までに限り、券面記載額に相当する物品（販売できない品目を除く）の販売または役務の提供（以下、「取引」という。）を行う。
- 2) 釣銭は出さないものとする。
- 3) いかなる理由があろうとも、有効期限後の商品券の使用はできない。
- 4) 商品券の使用対象外となる物品又は役務は以下のものとする。

①不動産・金融商品の購入等、明らかな資産形成で、消費の下支えとは言い難い出資

②債務の支払い（税金、電気・ガス等の公共料金など）

③有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等の換金性の高いもの

④たばこ事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入

⑤風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

⑥その他、消費税率引き上げ直後の 6 か月以内の消費に確実につなげるという本事業の趣旨にそぐわないもの

6. 商品券の換金

- 1) 取扱店の換金手数料は無料とする。
- 2) 換金は、口座振込とする。
- 3) 商品券の換金を受けようとする取扱店は、商品券裏面に取扱店名を押印し、指定の換金申請書を合志市プレミアム付商品券受付窓口（合志市役所 2 階）に提出する。
- 4) 別表 1 のスケジュールに従って、換金申請書に記載された金額を取扱店の指定口座に入金する。

- 5) 換金申請は、令和元年10月1日(火)から令和2年3月23日(月)の期間とする。
この期間を過ぎたものは、いかなる理由があろうとも換金に応じない。

7. 注意事項

取扱店は、次にあげる事項を遵守しなければならない。

- 1) 登録に関する虚偽または不正行為をしてはならない。
- 2) 登録店はノボリ旗を利用者に分かりやすい場所に掲示すること。
- 3) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- 4) 商品券が偽造されたものと判別できる場合、不正使用が明らかな場合等は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察、市(プレミアム付商品券受付窓口)に連絡すること。
- 5) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- 6) 商品券を事業者間取引に伴う代金(商品仕入れ代金、諸経費)の支払いに利用してはならない。
- 7) 市は、取扱店がこの要綱の各事項に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとする。

別表1

回数	換金申請日	振替予定日
1	10月1日(火) ~ 10月7日(月)	10月15日(火)
2	10月8日(火) ~ 10月18日(金)	10月30日(水)
3	10月21日(月) ~ 11月7日(木)	11月15日(金)
4	11月8日(金) ~ 11月20日(水)	11月29日(金)
5	11月21日(木) ~ 12月6日(金)	12月13日(金)
6	12月9日(月) ~ 12月20日(金)	12月27日(金)
7	12月23日(月) ~ 1月7日(火)	1月15日(水)
8	1月8日(水) ~ 1月20日(月)	1月30日(木)
9	1月21日(火) ~ 2月7日(金)	2月14日(金)
10	2月10日(月) ~ 2月20日(木)	2月28日(金)
11	2月21日(金) ~ 3月6日(金)	3月13日(金)
12	3月9日(月) ~ 3月23日(月)	3月30日(月)